

障発第0331010号  
平成18年3月31日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

### 自殺予防に向けての総合的な対策の推進について

我が国における自殺の死亡者数は平成9年まで2万5千人前後で推移していたが、平成10年に3万人を超え以後その水準で推移している。自殺には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の他、人生観・価値観や地域・職場の在り方の変化など様々な社会的要因が複雑に関係しているとされており、自殺予防対策の推進に当たっては、多角的な検討と総合的な対策が必要になる。

こうした状況を踏まえて、平成17年7月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」がなされた。これを受け、政府においても自殺問題を喫緊の課題と受け止め総合的な対策を推進するため、自殺対策関係省庁連絡会議を設置し、平成17年12月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」（別添1）をとりまとめ、関係省庁が一体となって自殺問題に取り組み、今後10年間で自殺者数を平成10年の急増以前の水準に戻すこととしている。

自殺予防対策については、この取りまとめの中にも記載されているように、地方自治体の取り組みも極めて重要である。貴職においても下記の点に留意しながら、関係部局・関係機関と連携を図りつつ自殺予防対策を充実し、地方自治体においても今後10年間で自殺者数を平成10年の急増以前の水準に戻すことを目標として一層の取組の強化をお願いする。また、取組の強化にあたっては、管内市町村及び関係機関に対する周知及び連携に留意し、地方自治体においても自殺予防対策に向けての総合的な対策をお願いしたい。

なお、労働基準局長より都道府県労働局長宛に「労働者の心の健康の保持増進のための指針について」（別添2）が発出されているところであるので、併せて留意いただきたい。

## 記

### 1. 自殺対策連絡協議会（仮称）の設置

自殺の発生状況やその背景（年齢層、性別、産業構造、地域特性等）には地域差があることから、各都道府県等におかれては、自殺予防対策を効果的に実施するために、自殺問題を担当する部署を明確化するとともに、様々な分野の関係機関・団体により構成される自殺対策の検討の場（自殺対策連絡協議会（仮称））を設けられたい。この際、「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」においては、2年以内にすべての都道府県において設置していただくことを目途としていることに留意いただきたい。

同協議会では、各都道府県等における自殺の発生状況やその背景を調査・分析し、その特性に応じた具体的な取組の方向性を協議するとともに、取組の成果について定期的に検証を行い、その後の対策の推進に資する枠組みを構築することが重要である。その際、各関係機関・団体が担うべき役割を明確にするるとともに、公的機関及び民間団体の連携体制が確立されるよう配慮いただきたい。

関係機関・団体の構成については「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」取りまとめ時の別添資料及び平成16年に各都道府県に配布した「行政担当者のための自殺予防対策マニュアル」を参考にされたい。

なお、自殺対策連絡協議会を効果的に機能させるためには、関係団体の連絡・調整を担う自立的・中間的な民間団体との協働が有用であるとの意見もあることから、厚生労働省においては民間団体との協働の在り方等を検討することとしているが、各都道府県においては、民間団体との協働を含めた実践的な自殺対策連絡協議会の運営をお願いしたい。

### 2. 相談体制の充実

自殺に至った人の多くはうつ状態をはじめとする精神疾患を有していたとの報告もあり、保健所や精神保健福祉センター等の公的機関において、心の健康問題について相談事業を実施されているところであるが、これらについて、相談窓口の周知徹底、電子メールの活用等を含め、その更なる充実に積極的に取り組まれない。

また、自殺に至る背景には、健康問題以外に、経済・生活問題、家庭問題の他、人生観・価値観や地域・職場のあり方の変化など様々な社会的要因が複雑に関係しているとされていることから、「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」にも記載されているように、各関係省庁が各種相談窓口（健康問題、経済問題、法律問題等）の整備に努めることとしている。各都道府県等においても、精神保健福祉担当部局にとどまらず他の関連部局と連携しながら、

その整備・充実に努められたい。

さらに、自殺に関する相談窓口としては、概していのちの電話や、自殺未遂者や自殺遺族をケアする団体などの民間団体が存在するが、それらと協力体制についても十分に検討され、効果的な相談体制の充実に取り組まれたい。

### 3. 情報発信・普及啓発等

実行ある自殺予防対策のためには、住民一人ひとりが自殺の要因となるこころの健康問題に対処する方法や自殺に関する正しい知識を持つことが重要であるとともに、相談内容別（健康問題、生活問題、法律問題等）の相談窓口（公的機関及び民間団体）の連絡先等を把握していることが重要である。

このため、各都道府県におけるホームページや広報等を活用して、こうした情報の周知を図るよう努められたい。また、その際、国立精神・神経センター精神保健研究所のホームページに開設されている自殺予防対策支援ページ「いきる」を積極的に活用されたい。

また、各都道府県が実施する自殺予防対策については、住民の方々に情報発信する重要性は言うまでもないが、各都道府県等が自殺予防対策に関する情報・知見を共有することも重要であることから、国立精神・神経センター精神保健研究所に設置予定の「自殺予防総合対策センター（仮称）」にその対策及びその効果の検証結果等を情報提供されたい。得られた情報・知見については、各都道府県における自殺予防対策の企画や実施、自殺予防教育・普及啓発教材の作成等にご活用いただけるよう同センターから情報発信する予定である。

なお、自殺と関連の強いとされるうつ対策においては、平成16年1月に各自治体へ配布した「都道府県・市町村向けうつ対策推進方策マニュアル」及び「保健医療従事者向けうつ対応マニュアル」を活用されたい。

### 4. その他

普及啓発の中心になる地域精神保健従事者等に対しては、平成16年度から、地域住民が抱えるうつ、ストレス等の心の健康問題に関する知識や対応方法を習得させるための研修会を実施しているところであり、関係機関職員の当研修会への参加を促されたい。

また、地域における実践的な自殺予防策等の在り方に関する研究を厚生労働科学研究において推進しているところである。この成果についても「自殺予防総合対策センター（仮称）」などを活用し地方自治体等に幅広く情報発信する予定であるので各地方自治体においても協力をお願いしたい。